2026 年 11 月 25 日

各位

株式会社 bitFlyer

bitFlyer、MEXC Global との暗号資産の送付・受取を停止

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、米国財務省の金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）が、米国の対象金融機関に対し暗号資産取引所を運営する MEXC Global（米国外で金融機関として営業する子会社・支店・事務所および承継事業体を含む。）との間で、暗号資産を含む資金の送付・受取を禁止する命令を発出したことを受け、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、2026 年 12 月 7 日（月）より、MEXC Global が運営する暗号資産取引所（以下「MEXC」） への暗号資産の送付および MEXC から当社への暗号資産の受取を停止いたします。



■ FinCEN とは

FinCEN（Financial Crimes Enforcement Network）は、米国財務省に属する金融犯罪取締機関です。

マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の金融犯罪を防止するため、金融取引に関する情報の収集・分析や規制の執行等を行っています。

2026 年 11 月 6 日、FinCEN は MEXC Global をマネー・ローンダリング上の重大な懸念がある金融機関と認定し、米国の対象金融機関に対して、MEXC Global との間で暗号資産を含む資金の送付・受取を禁止する命令を発出しました。

詳細は以下をご参照ください。

・FinCEN 公式発表

https://www.fincen.gov/news/news-releases/operation-economic-outcast-severs-mexc-globals-access-us-financial-system

・命令原文（米国官報）

https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-11-10/html/2026-22962.htm

■　当社の対応

本命令を踏まえ、当社では以下のとおり MEXC への暗号資産の送付および MEXC から当社への暗号資産の受取を停止いたします。

・停止日時

2026 年 12 月 7 日（月）

・停止対象取引所

MEXC Global が運営する暗号資産取引所

「MEXC Global」は、FinCEN の命令における定義に従い、米国外の法域で金融機関として営業する次の支店・子会社・事務所および承継事業体を含みます。GIDA Technology AG, MEXC Estonia OÜ, MEXC Global, MEXC Global Foundation Ltd, MEXC Global Ltd, MEXC Singapore Pte Ltd, MX Global Ltd, MXC (former name), MXC Global Ltd 等

・停止するサービスおよび変更内容

- 当社から停止対象取引所への暗号資産の送付
- 停止対象取引所から当社への暗号資産の受取
- 暗号資産送付先リストから停止対象取引所の削除

停止日時以降、停止対象取引所を新たな送付先として登録することはできません。既に登録済みのアドレスへの送付も停止対象です。

また、停止対象取引所との直接的な送付・受取に加え、他のウォレットやサービスを経由した間接的な送付・受取も、制限の対象となる場合があります。

■　注意事項

・停止日時以降に停止対象取引所から当社へ暗号資産が送付された場合、お客様のアカウントへの反映を保留し、取引内容等を審査したうえで、適切に対応いたします

・審査の結果、当社利用規約等に基づき、暗号資産の送付・受取の制限、口座の利用制限、利用契約の終了等の措置を講じる場合があります。また、アカウントへの反映を保留していた暗号資産は返送する場合がありますが、審査の結果等によっては返送できない場合もあります

・審査期間中も、必要に応じて一時的に取引を制限する場合があります

・返送に際しては、暗号資産送付手数料に加えて、当社所定の返送手数料をお客様にご負担いただきます

当社は今後も、関係法令等を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を徹底し、お客様に安心してご利用いただける取引環境の維持・向上に努めてまいります。

bitFlyer グループについて

bitFlyer グループは、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに、2014 年に日本で事業を開始しました。国内でビットコイン取引量 10 年連続 No.1* を達成するなど、暗号資産取引量において国内有数の実績を有しており、現在は日本、米国、欧州を拠点に、グローバルに事業を展開しています。

株式会社 bitFlyer Holdings は、グループ全体の経営戦略およびガバナンスを統括し、安全性と信頼性を最優先に、健全な市場の発展と新しい金融インフラの創造を目指しています。

中核事業である暗号資産交換業では、誰もが安心して簡単に暗号資産を売買できる取引所「bitFlyer」を提供しています。初心者にも使いやすいサービスに加え、プロフェッショナルなトレーダー向けの高機能取引ツールも展開し、多様なニーズに対応しています。

また、株式会社 bitFlyer Blockchain では、独自に開発した高性能ブロックチェーン「Miyabi」を基盤に、金融・産業領域における多様なユースケースを支える技術開発を進めています。さらに、株式会社 Custodiem では、機関投資家や事業者向けに、これまで培ってきた暗号資産交換業の運営ノウハウと高度なセキュリティ技術を活かしたクリプト・カストディ事業の展開に向けた取り組みを進めています。

bitFlyer グループは、今後もグループ各社の強みを活かし、安全性と信頼性を重視した健全な市場形成と、新たな金融インフラの創出に取り組んでまいります。

公式ウェブサイト：https://bitflyer.com

* JVCEA および各社公表データを基に当社調べ （差金決済および先物取引を含む年間出来高、2016–2025 年）

【注意事項（よくお読みください）】

- 暗号資産は法定通貨ではなく、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用できます
- 暗号資産は、需給バランスの変化等により価格が変動し損失が生じるおそれがあります
- 暗号資産等取引にあたり手数料等が発生することがあります。手数料等の詳細については、こちらのページをご確認ください
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっては、証拠金を預託いただく必要があります。必要となる証拠金額や計算方法、証拠金率その他証拠金の詳細は、こちらのページをご確認ください
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、少額の資金で証拠金を上回る取引を行うことができる一方、暗号資産の急激な価格変動等により、短期間で預入証拠金の額を上回る損失が発生することがあります
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引では、価格の急変やロスカットの執行等により、お客様が注文時に想定した価格その他の取引条件と異なる内容で取引が成立し、又は取引が成立しない場合があります
- お取引の前に、当社の契約締結前交付書面等を必ず十分にご確認ください

株式会社 bitFlyer
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号
暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号／（一社）日本暗号資産等取引業協会所属

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：https://bitflyer.com お問い合わせ先：https://bitflyer.com/ja-jp/contact